

# 山梨県公報

号外第五十四号

平成三十年

十二月二十五日

火曜日

## 目次

### 規則

- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………六
- 人事委員会
- 山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則……………一三
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………一五
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………一七

## 規則

### 山梨県規則第三十号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十五日

山梨県知事 後藤 斎

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9 当分の間、第三条に規定する給料表の適用については、当該表に定める給料月額  
は、給料月額に、当該給料月額に百分の〇・七五を乗じて得た額(その額に一円未満  
の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を加算した額とする。  
別表第一を次のように改める。

## 別表第一（第三条関係）

## 技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	130,400	203,600	250,100	279,200
	2	131,300	204,800	251,300	281,100
	3	132,300	206,200	252,400	282,900
	4	133,200	207,500	253,600	284,700
	5	134,200	208,800	254,500	286,500
	6	135,200	210,200	255,800	288,300
	7	136,200	211,600	256,900	290,000
	8	137,200	213,000	258,100	291,800
	9	138,000	214,300	259,200	293,300
	10	139,000	215,900	260,100	295,100
	11	140,000	217,500	261,300	296,800
	12	141,100	218,900	262,500	298,600
	13	141,900	220,100	263,500	300,000
	14	142,900	221,600	264,600	301,700
	15	143,900	223,100	265,600	303,300
	16	144,900	224,400	266,600	304,800
	17	146,000	225,300	267,600	306,300
	18	147,200	226,000	268,800	307,900
	19	148,400	226,900	269,900	309,500
	20	149,600	227,900	270,800	311,200
	21	150,700	228,800	271,800	312,200
	22	151,900	230,300	272,900	313,600
	23	153,100	231,600	274,000	315,000
	24	154,300	232,700	275,000	316,500
	25	155,500	234,100	275,800	317,600
	26	157,000	235,400	276,900	319,100
	27	158,500	236,700	278,000	320,500
	28	160,000	238,000	279,100	321,900
	29	161,400	238,900	280,000	323,500
	30	162,900	240,100	281,100	324,700
	31	164,400	241,400	282,100	326,000
	32	165,900	242,600	283,100	327,200
	33	167,400	243,700	283,800	328,300
	34	169,200	245,000	284,700	329,200
	35	171,000	246,100	285,600	330,300
	36	172,800	247,300	286,700	331,400
	37	174,600	248,600	287,300	332,500
	38	176,300	249,700	288,200	333,600
	39	178,000	251,000	289,100	334,600
	40	179,700	252,300	290,000	335,600
	41	181,900	253,300	290,600	336,600
	42	183,400	254,600	291,600	337,600
	43	184,900	255,700	292,600	338,600
	44	186,300	257,000	293,500	339,600

	45	187,600	257,800	294,200	348,200
	46	189,100	258,900	295,100	349,600
	47	190,500	260,100	296,000	351,100
	48	191,800	261,100	296,900	352,600
	49	193,200	262,300	297,600	354,200
	50	194,200	263,500	298,200	355,000
	51	195,500	264,700	298,900	356,200
	52	196,600	265,600	299,700	357,200
	53	197,800	266,500	300,300	358,100
	54	198,900	267,600	301,100	359,200
	55	200,000	268,800	301,800	360,100
	56	201,100	270,000	302,500	361,200
	57	202,100	270,800	303,200	362,100
	58	203,200	271,800	303,900	362,800
	59	204,200	272,900	304,700	363,500
	60	205,200	273,900	305,400	364,200
	61	206,100	274,900	306,000	364,600
	62	207,200	276,000	306,700	365,200
	63	208,300	276,800	307,400	365,900
	64	209,300	277,900	308,100	366,600
	65	210,200	278,700	308,600	366,900
	66	211,100	279,500	309,100	367,600
	67	211,800	280,300	309,700	368,300
	68	212,700	281,100	310,300	369,000
	69	213,600	281,700	310,900	369,300
	70	214,800	282,500	311,300	369,900
	71	215,800	283,300	311,800	370,600
	72	216,700	284,000	312,300	371,200
	73	217,300	284,800	312,600	371,500
	74	218,500	285,500	313,100	372,100
	75	219,600	286,300	313,600	372,800
	76	220,800	287,100	314,000	373,400
	77	221,400	287,700	314,200	373,800
	78	222,600	288,200	314,500	374,300
	79	223,800	288,700	314,800	374,900
	80	224,900	289,100	315,100	375,400
	81	225,800	289,500	315,400	375,900
	82	227,000	289,900	315,700	376,500
再任職員及び任期付職員以外の職員	83	228,000	290,400	316,000	377,000
	84	229,100	290,900	316,300	377,300
	85	230,200	291,300	316,500	377,700
	86	231,200	291,900	316,900	378,200
	87	232,300	292,500	317,200	378,600
	88	233,300	293,100	317,400	379,000
	89	234,300	293,400	317,600	379,400
	90	235,400	293,900	317,900	379,900
	91	236,500	294,400	318,200	380,300
	92	237,600	294,800	318,500	380,700

93	238,700	295,200	318,700	381,000
94	239,700	295,700	319,000	
95	240,600	296,200	319,300	
96	241,400	296,700	319,500	
97	242,300	297,000	319,700	
98	243,300	297,400	320,000	
99	244,300	297,900	320,300	
100	245,200	298,400	320,500	
101	246,000	298,800	320,700	
102	246,900	299,200		
103	247,800	299,500		
104	248,700	299,800		
105	249,500	300,100		
106	250,300	300,500		
107	251,100	300,900		
108	251,800	301,300		
109	252,500	301,600		
110	253,100	302,000		
111	253,500	302,400		
112	253,900	302,700		
113	254,100	302,900		
114	254,500	303,200		
115	255,000	303,500		
116	255,500	303,700		
117	255,800	303,900		
118	256,200	304,200		
119	256,700	304,500		
120	257,200	304,700		
121	257,500	304,900		
122	257,800	305,200		
123	258,100	305,500		
124	258,400	305,700		
125	258,600	305,900		
126	258,800	306,200		
127	259,100	306,500		
128	259,400	306,700		
129	259,600	306,900		
130	259,800	307,200		
131	260,200	307,500		
132	260,400	307,700		
133	260,700	307,900		
134	261,100			
135	261,400			
136	261,700			
137	261,900			
138	262,200			
139	262,400			
140	262,700			

141	263,000				
142	263,200				
143	263,500				
144	263,800				
145	264,000				
146	264,200				
147	264,500				
148	264,700				
149	265,000				
150	265,300				
151	265,600				
152	265,800				
153	266,000				
154	266,300				
155	266,500				
156	266,700				
157	267,000				
158	267,300				
159	267,600				
160	267,900				
161	268,100				
162	268,300				
163	268,600				
164	268,900				
165	269,100				
166	269,300				
167	269,600				
168	269,900				
169	270,100				
170	270,300				
171	270,600				
172	270,900				
173	271,100				
174	271,300				
175	271,600				
176	271,900				
177	272,100				
再任用職員		202,200	223,200	244,000	274,600
任期付職員		134,200			

70	67	70	66	58	59	21	別表第六中
70	67	70	66	58	60	22	22
	67	70	66	58	60	22	23
	67	70	66	59	61	23	24
	68	70	66	59	61	23	25
	68	70	67	59	61	24	26
	68	70	67	60	61	24	27
	68	71	67	60	61	25	28
	68	71	67	60	62	26	29
	68	71	68	61	62	27	29
	69		68	61	62	28	30
	69	を	68	61	62	29	30
	69	65	68	62	63	30	31
	69	66	69	62	63	31	31
	69	66	69	62	63	31	32
	69	66	69	63	63	に、	
	70	66	69	63	64	58	
	70	66	69	63	を	58	
	70	67	69	63	57	58	
	70		69	に、		59	

**附則**  
(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則に一項を加える改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）別表第一、別表第六及び別表第六の二の規定は、平成三十年四月一日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- この規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の適用を受ける職員の例による。

**山梨県規則第三十一号**  
山梨県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成三十年十二月二十五日

161	144	74	別表第六の二中
167	148	76	69
173	152	77	70
	156	78	71
	163	79	72
	170	80	73
	を	81	74
	119	82	75
	122	83	76
	125	に、	78
	128	118	80
	131	120	82
	134	122	を
	137	124	70
	140	128	72
	145	132	
	150	136	
	155	140	

山梨県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県屋外広告物条例施行規則（平成四年山梨県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「及び第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

第十五条の次に次の二条を加える。

（許可の有効期間の更新の申請）

第十五条の二 条例第十二条の二第二項において準用する条例第七条第三項の申請書は、広告物等表示（設置） 有効期間更新申請書（第五号様式の二）とする。

2 条例第十二条の二第二項において準用する条例第七条第五号の規則で定める事項は、有効期間の更新に係る広告物等の設置年月日並びに許可の許可番号及び当該有効期間の末日とする。

（点検）

第十五条の三 条例第十三条の二第一項の規定による点検（以下この条において「点検」という。）は、堅ろうな広告物等にあつては三年以内、その他の広告物等にあつては二年以内ごとに、目視、打診等により行うものとする。ただし、条例第七条第一項、第七条の四第一項及び第九条第五項の規定による許可を受けた広告物等にあつては、当該許可の有効期間内（有効期間について条例第十二条の二第一項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新前の有効期間の満了の日の翌日から更新後の有効期間の末日までの間）に行うものとする。

2 点検は、次の各号に掲げる広告物等の箇所の区分に応じ、当該各号に定める項目について行うものとする。

- 一 基礎部分及び上部構造 次に掲げる項目
  - イ 上部構造全体の傾斜等
  - ロ 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間及び支柱の傾斜等
  - ハ 鉄骨等の腐食及び塗装の老朽化
- 二 支持部 次に掲げる項目
  - イ 接合部の腐食、変形及び隙間
  - ロ 接合部（ボルト、ナット等に限る。）の緩み及び欠落
- 三 取付部 次に掲げる項目
  - イ アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形
  - ロ 溶接部及び充填材の劣化等
  - ハ 柱、壁、スラブその他の取付部周辺の異常

四 広告板 次に掲げる項目

イ 表示面板等の汚染、変色及び剝離

ロ 表示面板等の腐食、破損及び変形並びにボルト、ナット等の欠落

ハ 側板等の腐食、破損、ねじれ及び変形並びに欠損

ニ 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり

五 照明装置 次に掲げる項目

イ 照明装置の不点灯及び不発光並びに接続不良

ロ 照明装置の取付部の腐食、破損及び変形並びに浸水

ハ 周辺機器の劣化及び破損

六 附属部材等 附属部材等の腐食及び破損

七 その他知事が必要と認める箇所 知事が必要と認める項目

3 広告物等を設置し、又は管理する者は、点検時に異常を確認した場合は、速やかに必要な補修等を行わなければならない。

4 点検を行った者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成しなければならない。

一 点検を行った者の氏名等

二 条例第十三条の二第二項の規定により第八項各号に掲げる者に点検を行わせる場合にあつては、点検を行った者の資格

三 点検を行った日

四 広告物等の種類、設置場所及び設置日

五 点検箇所、点検項目及び異常の有無

六 異常が確認された場合にあつては、異常の内容及び行った補修等の概要

七 その他知事が必要と認める事項

5 広告物等を設置し、又は管理する者は、前項の書類及び当該広告物等の点検後（当該点検で異常が確認された場合にあつては、必要な補修等を行った後）の写真を、新たに点検を行い、又は当該広告物等を除去するまでの間、保存しなければならない。

6 条例第十三条の二第一項ただし書の規則で定める広告物等は、第二十条第一項各号に掲げる広告物等とする。

7 条例第十三条の二第二項の規則で定める広告物等は、上端の高さが地上から四メートルを超える広告物等とする。

8 条例第十三条の二第二項の規則で定める資格を有する者は、次に掲げる者とする。

一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者（第二十条第三項及び第二十八条第一項第一号において「建築士」という。）

二 条例第三十五条第一項第一号から第四号までに掲げる者

三 知事が、前二号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として別に定める者  
 9 条例第十三条の二第三項の規定による報告は、広告物等安全点検報告書（第五号様式（三））により行わなければならない。

10 条例第十三条の二第二項の規定により第八項各号に掲げる者に点検を行わせる場合は、その資格を証明する書類の写しを前項の広告物等安全点検報告書に添付しなければならない。

第二十条第三項中「建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者（第二十八条第一項第一号において「建築士」という。）を「建築士」に改める。

第三十四条中「と併せて広告物等表示（設置）許可申請手数料減免申請書」を「（条例第十二条の二第一項の規定による有効期間の更新を受ける場合にあつては、第十五条の二第一項の広告物等表示（設置）有効期間更新申請書）と併せて広告物等表示（設置）許可申請等手数料減免申請書」に改める。

別表第二の三の項及び別表第三の一の表三の項中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。  
 第二号様式注の表を次のように改める。

区分	記号
中北建設事務所	1 1
峡東建設事務所	2 0
峡南建設事務所	3 0
富士・東部建設事務所	4 0

第四号様式及び第五号様式中

第 号 を 第

号

に改め、同様式の次に次の二様式を加える。



年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
 氏名 印  
 (法人にあつては、事務所の所在地、  
 名称及び代表者の氏名)

広告物等表示(設置)有効期間更新申請書

次のとおり広告物等の表示(設置)の有効期間の更新を受けたいので、山梨県屋外広告物条例第12条の2第1項の規定により申請します。

広告物等の種類								
表示又は設置の場所	地域の区分		第 種許可(禁止)地域					
	表示の内容							
表示又は設置の方法	高さ	広告物等の高さ					m	
		地上からの高さ					m	
	表示面積							m <sup>2</sup>
	外壁の面積の合計に対する割合							
	鉛直投影面積の割合							
	数量			照明装置	有 無			
	色彩	色相	明度		彩度			
	表示又は設置の期間							
	設計者	住所						
氏名又は名称								
施工者	住所							
	氏名又は名称							
	屋外広告業の登録年月日等		年	月	日	第	号	
設置年月日	年	月	日	許可番号	許可	第	号	
有効期間	年 月 日まで							

## 注

- 1 次の書類を添付すること。
  - (1) 表示又は設置の目的を記した書面（特例許可の有効期間の更新許可申請時に限る。）
  - (2) 付近見取図
  - (3) 広告物等の形状、面積、意匠その他表示又は設置の方法及び構造を明らかにした図面並びに仕様書
  - (4) 建築物を利用する広告物等に係る申請にあつては、建築物の外壁の面積を明らかにした図面
  - (5) 他人が所有する土地、建築物等を利用する場合にあつては、土地、建築物等の使用承諾書
- 2 外壁の面積の合計に対する割合の欄は、建築物を利用する広告物の表示面積の合計の当該建築物の外壁の面積の合計に対する割合を記入すること。
- 3 鉛直投影面積の割合の欄は、申請に係る広告物の表示の方向から見た場合における建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合計の同一方向から見た場合における当該建築物の鉛直投影面積に対する割合を記入すること。
- 4 色彩の欄は、建植する広告物等（自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するためのもので、自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示し、又は設置するものを除く。）の最大面積色について記入すること。
- 5 有効期間の欄は、現に受けている許可の有効期間の末日を記入すること。

## 第5号様式の3（第15条の3関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

報告者 住所  
氏名 印  
電話  
（法人にあつては、事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

## 広告物等安全点検報告書

山梨県屋外広告物条例第13条の2第3項の規定に基づき、屋外広告物の点検結果を次のとおり報告します。

## 1 屋外広告物の概要

- (1) 種類  
(2) 設置場所  
(3) 設置年月日 年 月 日  
(4) 点検年月日 年 月 日

## 2 点検結果

点検箇所	点検項目	異常の有無	異常の内容	行った補修等の概要
基礎部分及び上部構造	1 上部構造全体の傾斜等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、支柱の傾斜等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	3 鉄骨等の腐食及び塗装の老朽化	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
支持部	1 接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形及び隙間	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	2 接合部（ボルト、ナット等に限る。）の緩み及び欠落	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
取付部	1 アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	2 溶接部の劣化、充填剤（コーキング）の劣化等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	3 柱、壁、スラブその他の取付部周辺の異常	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
広告板	1 表示面板等の汚染、変色及び剥離	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

	2 表示面板等の腐食、破損及び変形並びにボルト、ナット等の欠落	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	3 側板等の腐食、破損、ねじれ及び変形並びに欠損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	4 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	照明装置			
照明装置	1 照明装置の不点灯及び不発光並びに接続不良	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	2 照明装置の取付部の腐食、破損及び変形並びに浸水	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	3 周辺機器の劣化及び破損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
附属部材等	1 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥除けその他附属品）の腐食及び破損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	2 避雷針等の腐食及び破損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	3 その他点検した事項 ( )	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

注

- 1 点検項目ごとに異常の有無を選択し、異常を確認した場合は異常の内容を「異常の内容」欄に記入し、行った補修等の措置の内容を「行った補修等の概要」の欄に記入すること。
- 2 広告物等の種類により、該当する点検箇所又は点検項目がない場合は、「行った補修等の概要」の欄に斜線を引くこと。

3 点検後又は必要な補修等を行った後の写真

注 写真は広告物等の全体が収まるものとする。

上記の点検結果は、事実と相違ありません。

点検者 住所  
氏名 印  
電話  
資格

(資格の欄は、上端の高さが地上から4メートルを超える広告物等を設置している場合に記入すること。)

第六号様式、第九号様式及び第十号様式中

第 号 号

を 号

に改める。

第二十一号様式中「広告物等表示(設置)許可申請手数料減免申請書」を「広告物等表示(設置)許可申請等手数料減免申請書」及び「の許可申請手数料」を「の許可申請(更新申請)手数料」に改め、同様式注一中「広告物等表示(設置)特別許可申請書」の次に「(条例第十二条の二第一項の規定による有効期間の更新を受ける場合において、広告物等表示(設置)有効期間更新申請書)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第四条第二号イの改正規定並びに別表第二の三の項及び別表第三の一の表三の項の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の様式の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 山梨県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成三十年山梨県条例四十八号。次項において「改正条例」という。)の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物等についてのこの規則による改正後の山梨県屋外広告物条例施行規則(次項において「新規則」という。)第十五条の三第一項ただし書及び第九項の規定の適用については、同条第一項ただし書中「当該許可の有効期間内」とあるのは「知事が別に定める期間内」と、同条第九項中「により」とあるのは「により知事が別に定める期間内」とする。
- 4 改正条例附則第二項の規定により改正条例による改正後の山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)第十二条の二第一項の有効期間の更新の申請とみなされた許可の申請についての新規則第十五条の三第九項の規定の適用については、同項中「により」とあるのは、「により知事が別に定める期間内に」とする。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十七号

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成三十年十二月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 信田 恵三

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「みち」を「途」に改める。

第三十六条第二項第一号中「四千二百円」を「四千四百円」に改め、同項第二号中「七千二百円」を「七千四百円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万二千円」に改め、同条第四項中「二万二千円」を「二万二千円」に、「二万五千円」を「一万二千円」に改める。

別表第八の二ハの表2級の欄中

46
46
47
47
47
47
48
48
49
を
45
46

に改める。

別表第八の二への表2級の欄中

18
19
20
21
21
22
22
23
23
24

を  
17 18 18 19 19 20 20 21 22 23  
に改める。

別表第八の三八の表1級の欄中

78
80
82
84
を
79
82
85
85

に改める。

別表第八の三二の表1級の欄中

30
を
31

に改める。

別表第八の三への表1級の欄中

35
を
36
に、
49
50
51
52

54
56
58

を

50
52
54
56
57
58
59

に改める。

別表第十三の一の表八級の部一種の項中「17,000円」を「17,100円」に改める。

(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正)

**第二条** 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「みち」を「途」に改める。

第三十五条第二項第一号中「四千二百円」を「四千四百円」に改め、同項第二号中「七千二百円」を「七千四百円」に改め、同条第四項中「二万千円」を「二万二千円」に、「二万五百円」を「二万千円」に改める。

別表第四の二イの表2級の欄中

54
54
55
55
56
56
57
57
57
58
58

58
59
59
59
60
60
60
60
61
61
61
61
61
62
62
62
62
62
62

63
63
63
63
63
63
64

を

53
54
54
54
55
55
55
56
56
56

57
57
57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
61
61
61
61
61
62
62
62
62

62
62
62
63
63
63
63
63

に改める。

別表第四の二ロの表2級の欄中

58
59
60
61
61
61
61
62
62
62
62
63
63

める。

63
64
を
57
58
58
59
59
60
60
61
61
62
62
63
63
に改

別表第四の二ハの表2級の欄中

46
46
47
47
47
48
48
49
49
49
49
50
50

50
51
51
51
52
52
52
53
53
53
53
54
54
54
54
54

55
55
55
55
55
55
56

を

45
46
46
46
47
47
47
47
48
48
48

49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
53
53
54
54

54
54
54
55
55
55
55
55

に改める。

別表第四の三イの表1級の欄中

94
96
98
100
103
106
109
112
118
124
130

95
98
101
104
107
110
113
116
121
126
131

に改める。

別表第四の三口の表1級の欄中

81
82
83
84
87
90
93

を

82
84

86
88
90
92
94

に改める。

別表第四の三八の表1級の欄中

14
を
15
に、
78
80
82
84

87
90
93
96
102
108
114
を
79
82
85
88
91
94
97
100
105
110

115  
に改める。

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)

**第三条** 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「みち」を「途」に改める。

第二十八条第二項第一号中「四千二百円」を「四千四百円」に改め、同項第二号中「七千二百円」を「七千四百円」に改め、同条第四項中「二万千円」を「二万二千元」に、「二万五百円」を「二万千円」に改める。

別表第六の三の表1級の欄中

36
を
37
に改め、同表2級の欄中

24
を
25
に、
36
37
を
37
38
に改める。

**附則**

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の山梨県職員の給与に関する規則、第二条の規定による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則及び第三条の規定による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整

以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第一条の規定による改正後の山梨県職員の給与に関する規則、第二条の規定による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則又は第三条の規定による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則(以下この項において「新規則」と総称する。)の規定による号給が第一条の規定による改正前の山梨県職員の給与に関する規則、第二条の規定による改正前の山梨県警察職員の給与に関する規則又は第三条の規定による改正前の山梨県警察職員の給与に関する規則(以下この項において「旧規則」と総称する。)の規定による号給に達しない職員は、当該適用又は当該異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

**山梨県人事委員会規則第十八号**

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十五日

山梨県人事委員会

委員 長 信 田 恵 三

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和四十二年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第五条関係）

期間の区分	職員の区分	1項職員		2項職員
		1種	2種	
		円	円	円
1年未満		368,800	308,600	50,800
1年以上	2年未満	368,800	308,600	50,800
2年以上	3年未満	368,800	308,600	50,800
3年以上	4年未満	368,800	308,600	50,800
4年以上	5年未満	368,800	308,600	50,800
5年以上	6年未満	368,800	308,600	50,800
6年以上	7年未満	368,800	308,600	49,000
7年以上	8年未満	368,800	308,600	47,200
8年以上	9年未満	368,800	308,600	45,400
9年以上	10年未満	368,800	308,600	43,600
10年以上	11年未満	368,800	308,600	41,800
11年以上	12年未満	368,800	308,600	40,000
12年以上	13年未満	368,800	308,600	38,200
13年以上	14年未満	368,800	308,600	36,400
14年以上	15年未満	368,800	308,600	35,000
15年以上	16年未満	368,800	308,600	33,600
16年以上	17年未満	364,800	305,300	32,200
17年以上	18年未満	360,800	302,000	30,800
18年以上	19年未満	356,800	298,700	29,400
19年以上	20年未満	352,800	295,400	28,000
20年以上	21年未満	348,800	292,100	26,600
21年以上	22年未満	331,900	278,300	26,000
22年以上	23年未満	314,700	264,300	25,400
23年以上	24年未満	298,000	250,800	24,400
24年以上	25年未満	281,100	236,900	23,800
25年以上	26年未満	264,200	223,200	23,200
26年以上	27年未満	243,400	205,600	22,600
27年以上	28年未満	223,000	188,500	22,000
28年以上	29年未満	202,600	171,200	21,200
29年以上	30年未満	181,800	153,600	20,900
30年以上	31年未満	159,900	135,600	20,500
31年以上	32年未満	138,000	117,300	19,900
32年以上	33年未満	116,300	99,400	19,000
33年以上	34年未満	84,400	73,400	18,100
34年以上	35年未満	54,600	49,100	17,400



## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

### 山梨県人事委員会規則第十九号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の百十以上百分の百八十以下」を「百分の百十五以上百分の百八十五以下」に、「百分の百三十四以上百分の二百二十以下」を「百分の百三十九以上百分の二百二十五以下」に改め、同項第二号中「百分の九十八・五以上百分の百十未満」を「百分の百三・五以上百分の百十五未満」に、「百分の百十九・五以上百分の百三十四未満」を「百分の百二十四・五以上百分の百三十九未満」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十七」を「百分の九十二」に、「百分の百七」を「百分の百十二」に改める。

第十三条の二第一号中「百分の四十四・五以上」を「百分の四十九・五以上」に、「百分の五十四・五以上」を「百分の五十九・五以上」に改め、同条第二号及び第三号中「百分の四十一」を「百分の四十六」に、「百分の五十二」を「百分の五十六」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則(次項において「新規則」という。)の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成三十年十二月における勤勉手当の成績率は、新規則第十三条第一項及び第十三条の二の規定にかかわらず、この規則による改正前の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定により決定された成績率に、百分の五を加えたものとする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番